

日本年金機構設立委員会懇談会の進め方について（案）

- ① 懇談会は、一定の事項についての方針等を決定する場ではなく、委員が自由に発言する場であり、その結果を整理した上で、設立委員会において報告する。（設立委員会は、その報告内容を踏まえ、必要な事項についての方針等を決定する。）
- ② 懇談会は非公開とし、資料等についても委員限りの扱い（非公表）とする。
- ③ 議論の内容については、事務方で議事要旨を作成し、出席できなかった委員を含め、当日の資料とともに設立委員会委員に報告する。

※ 第1回の懇談会において、磯村進行役よりご提案があった内容を踏まえ、整理。